

事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物で、産業廃棄物以外のもの

紙資源

■古紙

段ボール、新聞、雑誌、チラシ類、コピー用紙、紙パック、雑紙(はがき、封筒、空き箱など)、シュレッダー紙(4ページをご参照ください。)

※機密文書も安全にリサイクルできるリサイクル事業者もあります。

※資源化できる古紙は、**尼崎市立クリーンセンターへ搬入することができません。**

古紙リサイクル業者に依頼



回収品目や回収方法などは各リサイクル事業者にお問合せください。

①古紙専門業者に依頼する

■参考
阪神環境テクノ協同組合
電話:06-6482-3250

②NPO法人あまがさきエコクラブに依頼する

同法人は、市内事業系古紙の巡回回収を行い、トイレトーパー「エコあま君ロール」を作製・販売するリサイクルシステムを構築しています。

■NPO法人あまがさきエコクラブ
FAX:06-6413-5406
Eメールアドレス info@ecoama.jp

③現在、契約中の事業系一般廃棄物収集運搬許可業者に、古紙リサイクル事業者への搬入を依頼する

紙資源以外のもの

※事業者の業種によっては、産業廃棄物とされる場合があります。

■木くず
剪定枝、割り箸など



■紙くず
リサイクルできない紙
(ティッシュペーパー、感熱紙、汚れた紙容器など※4ページを参照してください。)



■繊維くず
衣類、雑巾など



■生ごみ
食べ残し、売れ残り、調理残さなど



一般廃棄物収集運搬許可業者に委託



下記の一般廃棄物収集運搬許可業者に直接連絡し、委託してください。収集頻度、排出場所、運搬料金等は、各事業者と相談してください。

事業者名	所在地	電話番号
(株)摂津	東塚口町2-4-27	06-6429-1818
(株)阪神衛生	西立花町2-30-12	06-6417-8220
(有)松川衛生	菜切山町53	06-6438-0291
(有)清菱	南武庫之荘12-13-13	06-6437-0660
(有)宮城衛生	南武庫之荘12-20-7	06-6437-5117
(有)荒木衛生	南七松町1-12-19	06-6417-0775
(有)森衛生	下坂部3-7-12	06-6493-5270
(株)飯尾	西川1-1-18	06-6498-3165
(有)沖田実業	長洲本通2-9-41	06-6401-1292
尼崎商業事業(株)	西立花町2-18-21	06-6416-3551
(公財)尼崎環境財団	東海岸町1-120	06-6409-1313

自己搬入



尼崎市立クリーンセンターに自己搬入する。

搬入予定日の前日までに必ず電話予約が必要です。持ち込み時間、受入基準などの詳細は、尼崎市立クリーンセンターにお問合せください。

■予約申し込み
月曜～金曜(年末年始を除く祝日を含む)
8:30～17:15

尼崎市立クリーンセンター
電話:06-6409-0101

■持ち込み時間
月曜～金曜(年末年始を除く祝日を含む)
9:00～10:00 と 14:00～15:00

■料金10キロあたり103円

一般廃棄物に関するお問合せ

資源循環課(電話:06-6409-1341)

産業廃棄物

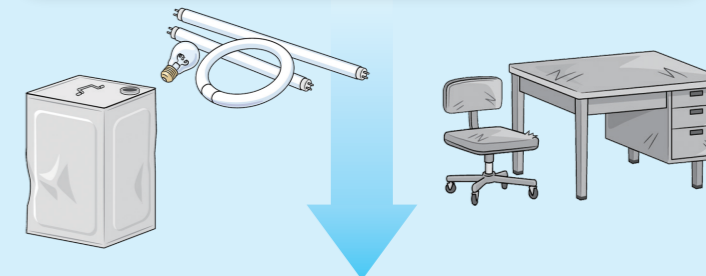
事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定める20種類のもの

■あらゆる事業活動に伴うもの

- ①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸
- ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類
- ⑦ゴムくず ⑧金属くず
- ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん
- ⑬処分するために処理したもの
(政令第2条第13号廃棄物)

■排出事業者の業種が限定されるもの

- ⑭紙くず ⑮木くず ⑯繊維くず
- ⑰動植物性残さ ⑱動物系固形不要物
- ⑲動物のふん尿 ⑳動物の死体



許可を受けた産業廃棄物処理業者に
収集運搬または処分を委託

※産業廃棄物は、**尼崎市立クリーンセンターへ搬入することができません。**

産業廃棄物
処理業者の紹介 (一社)兵庫県産業廃棄物協会
(電話:078-381-7464)

産業廃棄物に
関するお問合せ 産業廃棄物対策担当
(電話:06-6489-6310)

紙ごみのリサイクル

ごみを減らすことは、ごみ処理コストの削減、従業員の意識改革、事業所のイメージアップなど、いろいろなメリットがあります。特に事業系ごみの中でも大きなウエイトを占める紙ごみは、少しの工夫ですぐに減量の成果が現れます。以下の点に注意して、紙の使用量をできるだけ少なくするよう心がけましょう。

- ・コピー用紙の両面使用
- ・不要になった紙の再使用
- ・書類の共有化
- ・コンピューター利用によるペーパーレス化
- ・分別の徹底



食品リサイクル法の取組について

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」では、食品関連事業者は食品循環資源の再生利用に努めるよう求めています。

食品関連事業者とは…食品製造・加工業者、食品卸売・小売業者、飲食店、食事の提供を伴う事業を行う者

食品循環資源とは…食品廃棄物(食用にできない加工残渣、売れ残り、お客の食べ残し等)のうち有用なものの仕入れや調理方法を見直すことで、食品廃棄物の発生抑制に努めましょう。また、尼崎市一般廃棄物収集運搬許可業者に委託し、食品リサイクル法に基づいたリサイクルをすることができます。

